

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年1月10日

長野県企業局南信発電管理事務所長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度 中田切川地点発電所建設事業に係る設計評価業務

(2) 業務の目的

中田切川地点発電所建設事業は、設計段階から施工者が関与する「ECI」方式の設計交渉・施工タイプで令和2年度に発注し、設計業務委託契約を「ヤマウラ・北電技術コンサルタント共同企業体」（以下「設計者」という。）と締結している。

今後は設計者との施工請負契約に向けて、設計内容や工事費について協議をしていく必要がある。

このため本業務では、設計者から提案される各種提案内容及び工事費について、発注者が的確に判断や指示ができるように、発注者に対して技術的・経済的な観点から助言等を行うことで設計者との適切な価格交渉による施工請負契約に移行し、工事着手後の増額リスクを低減することを目的とする。

(3) 業務内容

設計者が作成する以下の項目に関する資料の確認、技術的・経済的観点からの助言

ア 水路構造物の設計、仮設・施工計画

イ 水車・発電機及び付帯機器の設計

ウ 発電所建屋の効率的な運用に関するレイアウト

(4) 仕様等

別添「令和4年度 中田切川地点発電所建設事業に係る設計評価業務 仕様書」

(以下、仕様書という。) のとおり。

なお、今後、提案内容を踏まえて契約当事者間の協議に基づき仕様等を変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(5) 企画提案を求める具体的内容

ア グループ会社や社外協力会社含めた、ダム式もしくは水路式水力発電所の設計、施工、発電所の維持管理（以下、類似事業という。）の実績と業務の実施体制

(ア) グループ会社及び社外協力会社を含め、業務にあたる者の類似事業の実績が豊富であるか。

(イ) 類似事業のうち、設計、施工及び発電所の維持管理それぞれに実績があり、確実に

業務が履行可能な体制であるか。

(ウ) その他本業務の履行に資すると思われる業務・工事等の実績はあるか。

(例：道路トンネル工事に関する設計・施工に関する実績)

(注) ・類似事業等の実績は、公告の日から過去15年以内に履行した業務を対象とする。

・実績は業務・施工内容の詳細が分かるように記載もしくは資料を添付すること。

イ 本業務を円滑に遂行できる、有資格者及び経験者の実績と配置

(ア) 全体を統括する、豊富な実績を持つ有資格者及び経験者を配置可能か。

(イ) 類似事業のうち、設計、施工及び発電所の維持管理それぞれに経験豊富な有資格者及び経験者を配置可能か。

(ウ) その他本業務の履行に資すると思われる業務・工事等の実績がある者を配置可能か。

(注) ・有資格者及び経験者の資格内容及び実績を記載すること。

・類似事業等の実績は、公告の日から過去15年以内に履行した業務を対象とする。

・実績は業務・施工内容の詳細が分かるように記載もしくは資料を添付すること。

・本業務は、建設コンサルタントに関する業務と位置付けていないため、建設業法等の規定に基づいた技術者等の配置義務がありません。また、他の業務との兼任等についての制約もありません。このため、今回の配置予定の有資格者等とは、本業務の携わる全ての者をいいます。

ウ 設計内容における、コストの妥当性を評価及び助言するための具体的方法

エ 具体的なコストダウンの検討手法

オ 維持管理の実績より設計内容の課題を明確にし、改善案を助言する具体的方法

(6) 履行期限

契約の日から令和5年7月31日(月)まで(建設改良費繰越設定予定)

(7) 成果品

仕様書に記載のとおり。

(8) 費用の上限額

7,990千円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管

第285号)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAまたはBに格付けされている者であること。
- (7) 公告の日から過去15年以内にダム水路式もしくは水路式の水力発電所の建設に関する設計もしくは工事施工の実績を有すること。
- (8) 中田切川地点発電所建設事業の設計業務委託契約を締結している者でないこと。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
別添様式第1号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
別添様式第1号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の実績については、実績を証する契約書の写しを添付すること。
- (4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒395-0001 長野県飯田市座光寺3349-1 エスバードB棟3階 長野県企業局 南信発電管理事務所 飯田発電建設事務所 (所長)藤本 晃人 (担当)雨宮 司 電 話 0265-49-4110(直通) 電子メール nanhatsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和5年1月20日(金)(土曜日、日曜日及び休日は除く。
提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合
は午後5時まで)
- イ 提出先 宛先は3(4)に同じ。
ただし、宛名は「南信発電管理事務所長」とすること。
- ウ 提出部数 紙又は、電子媒体1部

エ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

(ア) 持参、郵送の場合：電子媒体により提出する場合、CD-R等にPDF形式で保存されたものに限る。

(イ) メールの場合：15MB未満のPDF形式で添付されたものに限る。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局南信発電管理事務所飯田発電建設事務所に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(2)ア)の3日前までに、書面により通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は、開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和5年1月30日(月)

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。

(4) 受付方法 業務等質問書(別添様式第2号)を電子メールにより提出するものとします。

(5) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、令和5年2月7日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別添様式第3号）及び企画書（A4版様式任意）

（ア）企画提案書には、当該業務の一部を再委託する予定があれば委託先及び委託内容を記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

（イ）企画書には、企画提案書（別添様式第3号）2 提案内容を記載してください。

イ 経費見積書（別添様式第4号）

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和5年2月15日（水）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

イ 提出先 3（5）イに同じ。

ウ 提出部数 3（5）ウに同じ。

エ 提出方法 3（5）エに同じ。

(3) 企画提案の選定基準

別添「令和4年度 中田切川地点発電所建設事業に係る設計評価業務 選定基準」のとおり。

(4) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点に審査員の人数を乗じた点数の6割以上を最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しません。

イ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和5年2月27日（月）（予定）

（ア）プレゼンテーションの時間、詳細については各参加者に個別に連絡します。

(5) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、企業局南信発電管理事務所において閲覧に供します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア （5）イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（7）その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「委託契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

（1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、企業局南信発電管理事務所に提出するものとします。

（2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

（3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

（4）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 選定後の手続き等

（1）契約手続き

ア 企業局は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し（8（1））、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

イ 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、この内容（見積含む。）をもって直ちに契約内容とするものではありません。契約締結及び事業実施に当たっては、必ず企業局と協議を行いながら進めるものとします。

なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとし
ます。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契
約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当
する場合は納付を求めません。

(3) 委託料の支払

委託料の支払いは精算払とし、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実
に履行していることを確認した上で支払います。

(4) 業務の再委託

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務
の一部については、受託者が予め企業局と協議し、企業局が認めた場合に限り第三者への委
託、又は請け負わせることができます。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保
護条例等に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

受託者は、業務委託に当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために
利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

(7) その他

ア 本事業は企業局からの委託事業のため、事業の成果（著作権等含む）は原則として企業
局に帰属します。

イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や長野県財務規則、長野県公営企業財務規程
をはじめとする諸規定が適用されます。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、
長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

(1) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(2) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。